

## 第2章

# 金融改革の進展状況

### はじめに

ソ連の経済援助と経済相互援助会議（通称、コメコン）加盟諸国との貿易の上に成り立っていたモンゴルの経済は、近年になって急速に進んだソ連・東欧の社会主義諸国の経済的な動揺および悪化によって、経済的危機を余儀なくされるとともに、経済的自立の道を探ることを強いられるに至った。さらに、コメコン諸国間の貿易決済が1991年1月からハードカレンシーで行なわれるようになったことは、モンゴル経済の混迷を深めた。

そのため、モンゴルは、東欧の社会主義諸国と同様に、経済危機の克服のために「計画経済から市場経済への移行」という経済改革の必要にせまられることになり、そのことはまた当然に金融改革を伴うことになった<sup>1)</sup>。

もっとも、モンゴル経済の成長の歩みは1970年代半ばから遅くなり、部分的な、しかし注目すべき経済改革の動きは既に87年に出始めていたのである。そのなかで企業と金融も質的に変化してきていたのであって、ある意味では1990年の秋以降の金融改革へとつながる、その序曲であったと言えることができる。そこで、まず、この点の考察から始めなければならない。

## 第1節 金融改革への序曲

1991年にモンゴルは社会主義革命70周年を迎えたが、長い間、モンゴルは銀行制度について銀行の国有化とモノバンク（単一銀行）制を維持してきた。つまり、1990年9月の銀行制度の改革まで、モンゴルでは「モンゴル国立銀行」ただひとつが、銀行業務の一切を行ってきたのである。

「モンゴル国立銀行」の前身は、1921年のモンゴル人民共和国の建国に続いて、24年にソ連とモンゴルの合併事業の形でモンゴルにひとつだけ作られた銀行、「商工業銀行」(Bank of Trade and Industry)である。モンゴル国内通貨トゥグリックの流通は1925年を初発とする。「商工業銀行」設立以前には、モンゴルには中国の銀行を中心とする外国の銀行ができていて、モンゴル国内において中国その他の諸外国の通貨が流通していたが、トゥグリック通貨の流通に伴って、外国の通貨はモンゴル国内流通から排除されるに至った。

「商工業銀行」は、融資、預金、為替取引、予算の執行に関する銀行業務、貴金属および外国の有価証券の売買を取り扱った。1940年代には、「商工業銀行」の内部に複数の貯蓄銀行が開設されている。このため、手形交換も広まった<sup>9)</sup>。

それはともかく、この「商工業銀行」が1954年にはモンゴル側だけの所有になって、名称も「モンゴル国立銀行」と改められたのであった。「商工業銀行」にしてもそうであるが、「モンゴル国立銀行」も中央銀行と商業銀行の二重の業務を兼ね備えていたと言ってよい。とにかく、このように、長い間、モンゴルで銀行の国有化とモノバンク制が維持されてきたのは、それらが社会主義的銀行制度の本領と見なされていたからにはほかならない。

経済が基本的に国家によって計画的に運営される社会主義国では、国営企業の資金調達には財政資金の無償交付に依存するところが大きい。国営企業に対して、財政資金が産業基盤（インフラストラクチャー）の整備のために使用さ

れるばかりか、直接的に運転資金として供与されるわけである。銀行による企業への利子付融資というものがあるにしても、本来、それは国からの資金の無償交付を補完する程度のものにすぎなかった。したがって、銀行も財政資金を企業に配分する帳簿整理機関としての地位を強めるものになっていたと言っている。

モンゴルの「モンゴル国立銀行」も、まさしくそのようなものとしてあった。けれども、1960年代に始まるモンゴル経済の停滞は、とりわけ80年代半ば以降に打ち出された経済改革のなかで、国営企業および協同組合などと銀行との結びつきに質的な変化をもたらすことになる。さらには、私的企業への信用の本格化をもみた。

そうした諸変化の契機となった経済改革のうち、その重要なものを取り上げれば、独立採算制の導入、新しい長期信用融資の導入、私的企業あるいは個人的営業の認可ということになる。

独立採算制導入の目的は経済の活性化にある。すなわち、企業経営にある程度の自主管理の幅をもたせ、企業の利益の一部を企業の経費に繰り入れることによって生産性を高めるというものである。モンゴルにおける独立採算制の最初の導入は1965年にさかのぼる。といっても、その本格的な導入は1987年の「国営企業法」施行をまたなければならない。

1970年当時で、銀行の融資の93%が短期融資であった。1986年における利子率年2%の新しい長期融資の導入は、一方で短期融資を融資の75%にまで引き下げるとともに、他方で国営企業への融資の拡張をもたらした。国営企業への融資の拡張がどれほど進んだかは、1989年に国営企業への融資が融資総額の約95%を占めるに至ったことによって知られよう。このとき、非民間の協同組合は4%、私的部門は1%であった。

また、貯蓄の増加については、1988年の貯蓄銀行における預金総額が60年の33.6倍に増えたこと、それに預金口座数が19倍に増えたことによって知ることができる。

このように、銀行は国から供与される財政資金を無償で交付するほかに、

それを低利で貸し出す。独立採算制導入を根幹に価格政策および租税政策を実施して国営企業に自己金融力をつけさせることになっていったが、同時に銀行の融資への依存をも強めさせることになっていったのである。

また、銀行は、国から供与される財政資金のほかに貯蓄預金をも貸付資金の資金源としているわけであるが、1986年の低利長期融資の導入に伴って、銀行の預金利率も引き下げられた。それは年6～8%から年3～4%への引き下げというものであった。それでも貸付利子の方が預金利子よりも低いわけで、その差額の損失分は財政資金によって、あるいは一部はのちに外国為替ディーリングの収益によって埋め合わせられたのである（第1表）。

しかし、こうした経済的な手直しによっても、モンゴルの経済成長は停滞気味であった。そこへ、1986年に始まるソ連のペレストロイカ（立て直し）の影響が加わった。モンゴルの財政金融にソ連の資金援助が多大な役割を担ってきたことは言うまでもない。その資金援助には無償援助だけでなく、長期借入も含まれている。ソ連の経済状態の悪化はソ連によるモンゴルへの資金援助の後退が近いことを予期させた。事実、モンゴルの第8次5カ年（1986～90年）計画には、ソ連の建設援助の増大が織り込まれながらも、その金額は明示されなかった。

こうした事情により、モンゴルは一層の経済改革を早急に推し進める立場に立たされた。その意味で、1986年はモンゴルにとっても新しい改革の開始時期であった。独立採算制の本格的な導入が目標とされ、また私有家畜の所有枠の拡大が図られた。自家用車を利用した白タク、それに小さな食堂などの個人営業が、それらの需要の増加に対応して、試験的に認められた。

さて、1987年、ソ連の経済改革に倣って、モンゴルでも第3回党中央委員総会において独立採算制の確立、個人営業の奨励、国営企業法の制定、金融改革、その他行政改革を含む改革案が発表された<sup>③</sup>。そして、さっそく国営企業法が採択されて、国営企業に対して自己資金調達、自主管理を原則とした独立採算制を完全実施して高収益を上げることが期待された。国営企業法は金融についても触れ、目的、担保、期限、利子および返済のそれぞれが確実

第1表 改革以前の利子率

(%)

年	1985	1986	1987	1988	1989	1990 (7月)
貸出利子率						
短期						
農業および農業原料	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
国有家畜飼料準備	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
公共部門負債整理	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
流動資産不足						
農業協同組合	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
他の諸部門	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
その他	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
長期貸出						
国有機関	…	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
制裁利子						
短期、滞納/遅延						
農業	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
その他	8.0-10.0	8.0-10.0	8.0-10.0	8.0-10.0	8.0-10.0	8.0-10.0
長期						
滞納	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
遅延	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
預金						
当座預金	—	—	—	—	—	—
営業性預金	—	—	—	—	—	—
普通預金	6.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
定期預金	8.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
外貨						
普通	6.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
定期	8.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

(出所) モンゴル人民共和国国立銀行

であることを前提とした銀行融資の利用を促した。また、国営企業による外国企業との合併企業の設立、外国との直接貿易、貿易収益からの一部外貨の自己資金蓄積を許可したのであった。企業に経営上の責任を課すこと、あるいは経営上の束縛をできるだけ取り外すことによって、経済を活性化させるという動きがますます強くなってきたわけである。

1988年になると、「中央銀行」は優先的に新しい私的協同組合（91年4月1日現在、その数は2474で、従業員数は2万900人）に融資を行なうようになった。初めは、私的部門への貸出しは建物融資に限られたが、1990年になると特定の耐久消費財の購買に対しても認められるようになった。

なお、既に述べたように、銀行の融資には短期融資と長期融資とがあった。家計部門が利用できたのは、長期融資だけであった。国営の企業および協同組合は、長期融資以外に、短期融資を利用することがあった。預金についてみれば、この形態には当座預金、貯蓄預金、外貨預金があって、1989年まで、当座預金の利用は政府および原料部門の企業のみに限られていた。私的協同組合による当座預金の利用は、1989年になって許された。普通預金と1年満期の定期預金からなる貯蓄預金とは、家計部門のみによって利用されたのであった。

## 第2節 市場経済化と銀行制度の再編成

### 1. 中央銀行と商業銀行への2分化

経済改革案は次々と打ち出されたが、その割には、モンゴルの経済改革はなかなか実を結ばなかった。1989年末までに幾つかの私的協同組合の倒産も生じた。そのため、1990年4月の閣僚会議では、大量の銀行融資を取り消させたり無利子にさせたりすることを決定せざるをえなかった。個人、つまり家計への融資は雇用者あるいは政府によって債務保証されたが、その他の融

資は担保なしに拡張されていた。そこで、当然、かかる企業救済の処置によって銀行の損失、ひいては国家財政の赤字幅を拡大させたのであった。また、国家財政の赤字は、その何らかの補填のために、農牧業からの国家調達物資の価格を低く抑えたりして農牧業協同組合に重負担を強いることになった。

1990年までの銀行の収支を掲げれば、第2表の通りである。1990年における銀行の支出超過は、1億5850万トゥグリックに跳ね上がっている<sup>(4)</sup>。

こうしたモンゴル経済の矛盾の噴出の一方で、モンゴル駐留ソ連軍が1989年5月から撤退を開始し、さらに90年の初めにはソ連が、91年からモンゴルへの経済援助を断つこと、ドル建て中心の経済への移行、借款の漸次的な返済要求をモンゴル側に公けに伝えたのであった。モンゴルがソ連に元金と利子を返済すべき金額の全体は、1991年6月現在、105億ルーブル(280億ドル)になる。

そこで、モンゴルとしても、既に東欧の社会主義諸国や中国の一部地域でかなり進められている開放経済へと経済路線を転換せざるをえなくなったのであった。ところが、モンゴルの場合、開放経済化はそのまま市場経済化および所有の私有化へと突き進んだ。これは、とりわけ東欧の社会主義諸国の開放経済がいち早くこうした形をとったことに似ている。

開放経済とは、社会主義国が西側諸国との貿易を拡大したり、西側諸国が

第2表 銀行の収支

(単位：百万トゥグリック)

	1965	1970	1975	1980	1985	1990
収入	1401.5	1808.6	2596.2	3552.3	4538.5	6417.3
支出	1399.1	1823.8	2606.3	3571.5	4549.9	6575.8
差額	2.4	-15.2	-10.1	-19.2	-11.4	-158.5

(出所) БНМАУ-ын Улсын Статистикийн Газар〔モンゴル人民共和国統計局〕, *БНМАУ-ын улс ардын аж ахуй 70 жилд/1921-1991*〔モンゴル人民共和国国民経済70年(1921~1991年)〕, ウランバートル, 1991年, 38~39ページから作成。

らの投資や経済援助を受け入れたりすることを意味している。ソ連による資金援助が途絶えた上に、企業間レベルの貿易決済がドルによって行なわれるということになれば、機械、建築資材は勿論のこと、多くの食料品をも輸入に依存せざるをえないモンゴルが危機的状態に陥ることは明白である。モンゴルは1990年5月に「外国投資法」を施行し、続く6月には国際通貨基金(IMF)に加盟申請した。この「外国投資法」は、そのなかで、モンゴルへ投資する外国企業はその利潤を本国に送ることに対して税を免除されること、またモンゴルの通貨トゥグリックあるいは外貨で「モンゴル国立銀行」に口座をもつことができることなどを定めており、外国企業によるモンゴルへの積極的な投資を求めている。

モンゴルが開放経済政策に乗り出したことは、事務処理の能率を図る上からも、単一銀行制度という国内銀行制度の改革を必要としたであろう。しかし、モンゴルの開放経済が国内的には市場経済化および所有の私有化の促進につながったことは、そうした銀行制度の改革を利益重視の商業銀行の設立という形で推し進めることになったのである。また、特に所有の私有化の一環として具体化を急いだのが、国営企業および国営農場あるいは農牧業協同組合の株式会社化、国営企業等の所有の国有財産の民間への売却、全国民への「資本を投下するための権利書」の配布であり、これらのために必要な証券取引所ならびに財産取引所の開設であった。

証券取引所の開設というモンゴルの金融改革の側面については後に回して、まず商業銀行の設立について言えば、それは1990年8月の閣僚会議における複数銀行設立の承認を経て、翌9月から始まった。商業銀行を企業と個人に対して直接にサービスする銀行とみれば、そのときまでは、既に述べたように、「中央銀行」が商業銀行をも兼ねていたのであった。

ここで、改めて、1990年8月現在のモンゴルにおける銀行制度の略図を掲げ、「中央銀行」である「モンゴル国立銀行」の構成についても若干触れておくことにしよう<sup>(5)</sup>。

第1図は、「モンゴル国立銀行」が政府の従属下に置かれていたことを表わ

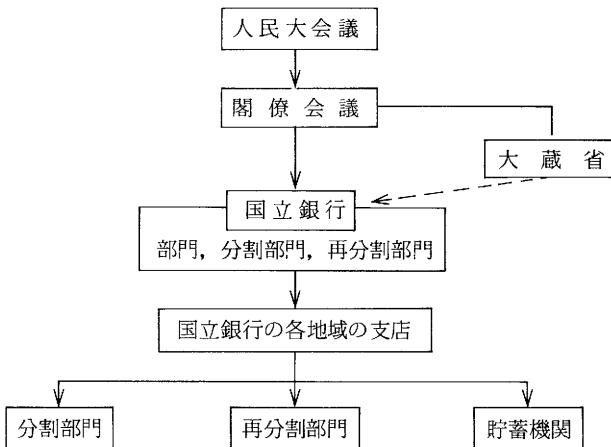


している。矢印は管理・監督関係を示すものである。大蔵省と「モンゴル国立銀行」との間が点線の矢印になっているのは、両者が密接な協力関係で結ばれてもいるからである。

「モンゴル国立銀行」による商業銀行業務は、支店および支店の分割部門 (divisions), 再分割部門 (subdivisions), および貯蓄機関によって行なわれていた。各地域の支店は18の県(アイマック)にそれぞれひとつずつあるほか、ウランバートル、ダルハン、エルデネットの3大都市にそれぞれひとつずつあり、全部で21あった。県と村(ソム)には、さらに小さな銀行の業務単位である各地域の分割部門と各地域の業務単位があり、前者は19、後者は164を数えた。それらはいずれも預金と融資の業務を取り扱った。ところが、全国に260あった金銭出納業務単位 (teller units) には融資業務はなかった。

モンゴルにおいて新しく起こった商業銀行の設立は、とりあえずは「モンゴル国立銀行」からの商業銀行業務部門の分離・独立という方式で進められ

第1図 1990年8月の銀行制度



(出所) Elizabeth Milne et al., *The Mongolian People's Republic: Toward a Market Economy*, International Monetary Fund, ワシントンD.C., 1991年, 39ページ。

た。「中央銀行」と商業銀行との2層構造が形成されたわけである。「中央銀行」は「モンゴル国立銀行」から「モンゴル銀行」へと改名されるに至った。1990年9月から91年6月までに設立された商業銀行を列挙すれば、次の通りである。

- ①「モンゴル協同組合銀行」(Монгол хоршоо Банк)
- ②「モンゴル保険銀行」(Монгол даатгал Банк)
- ③「工業出資銀行」(Үйлдвэрийн хувь нийлүүлсэн Банк)
- ④「モンゴル商業発展銀行」(Монголын худалдаа хөгжлийн Банк)
- ⑤「モンゴル農牧業協同組合銀行」(Монголын хөдөө аж ахуйн хоршоолол Банк)
- ⑥「国民銀行」(Ардын Банк)
- ⑦「投資・工業技術革新銀行」(Хөрөнгө оруулалт технологийн шинэтгэлийн Банк)
- ⑧「自動車道路銀行」(Авто зам Банк)

いずれも公的所有の国営商業銀行であると言っていい。勿論、これらの商業銀行は単に企業および個人を直接相手にしてサービスを行なうというだけのものではない。それに、もはや単なる資金の配分機関ではなくなっている。先ほども述べたように、利益を重視するものになっている。それゆえ、一般には、金融改革以前のように貸出利子が預金利子よりも低いという利子の設定にはなっていない。貸出利子が預金利子よりも高いというのが原則である。

といっても、上に述べたように、設立されたばかりのこれらの商業銀行は国の支援を必要としており、いずれも国営銀行という性格から離脱することができていない。商業銀行に必要な資本金は5000万トウグリック以上であると政府によって決められている。商業銀行が国の支援なしに資本金に対する条件を満たすのは難しい。こうした商業銀行も、やがては民営銀行として自立できなければならぬと意図されているのであるが、そのためには商業銀行間の合併が必要になるかも知れない<sup>(6)</sup>。

1990年12月に政府が発表した91年度の政府活動基本方針には、国立銀行の改革と証券市場の設立とともに、外国為替市場における一定規模の外国為替ディーリングの実施ということが含まれていた。既に述べたように、これまでも小規模な外国為替ディーリングが行なわれたことはあるが、この政府活動基本方針で各種産業組織が機械を購入する外貨の20%以上を負担することを義務づけ、各産業組織の外国為替ディーリングへの参加を勧めているのは、注目される。

1991年5月には「銀行法」<sup>⑦</sup>が施行された。次には、この「銀行法」ならびに1991年6月末に国家小会議で確認された「モンゴル銀行の臨時規則」をも参考にして、「中央銀行」の状況を述べることにしよう。

## 2. 「中央銀行」(モンゴル銀行)

### (1) 「中央銀行」の概観

モンゴルの「中央銀行」の本店は、首都ウランバートルにあるモンゴル中央政庁から西方に幾らか離れた場所の建物の中にある。この建物は大蔵省とも棟続きになった造りになっていて、ここに4つの銀行(中央銀行、モンゴル商業発展銀行、投資・技術革新銀行、国民銀行)が同居している。そのために出入り口は東側と西側の2箇所にある。

モンゴルの「中央銀行」は、モンゴル国の貨幣政策を執行したり、紙幣と鑄貨の発行を調整したりすることを認可された銀行である。「中央銀行」は「モンゴル銀行」という名称で呼ばれている。

「銀行法」は、銀行間の支払いを決済するために「中央銀行」の支店を設けることを認めている。その場合、支店長を任命するのは「中央銀行」総裁である。

「中央銀行」に限らず、一般に銀行は、物質的生産に従事したり、あらゆる形態の保険サービスを実施したり、土地取引業務に直接参加したりすることを禁じられている。

モンゴル国の国内における支払いおよび決済は、基本的にはトゥグリックで行なわれるが、しかし「中央銀行」はトゥグリックに代わる他の「支払い手段」の使用を認めることもできる<sup>(8)</sup>。

## (2) 政府との関係

現在、「中央銀行」は政府から独立している。といっても、それは、政府は「中央銀行」の業務に、「中央銀行」は政府の業務に責任を持たないということ、あるいは「中央銀行」は自己の業務内容を国家小会議だけに報告すればよい、大蔵省には報告しなくてよいということであって、「中央銀行」と政府の間に協力関係を持たないということではない。「中央銀行」を統轄するのは大統領であり、政府は「中央銀行」を管理・監督する権限も持っている。

政府が「中央銀行」に対してどのような管理・監督を行なうのかと言えば、まず、国家小会議がその議長の指名で「中央銀行」総裁を任命するということである。「中央銀行」の総裁の任期は5年である。また、「中央銀行」総裁の給与を決めるのも、国家小会議である。「中央銀行」副総裁については、「中央銀行」総裁が指名し、国家小会議によって任命されることになっている。「中央銀行」副総裁の任期も5年である。さらに、「中央銀行」の公認資本金額を認可するのも国家小会議である。

「中央銀行」が国家小会議に自己の業務内容を報告する義務があることにに関して言えば、その報告には、1年単位における「中央銀行」の貸借対照表、利益分配、収支予算が含まれる。ここで利益分配とあるのは、「中央銀行」の金融活動収入から活動費を差し引いた純益を、国家小会議によって決められた割合に沿って銀行自身と国家予算とに分配することを意味している。なお、「中央銀行」は法人税を免除されている。

そのほか、「中央銀行」はモンゴルの経済現況、通貨流通、金融事情、ならびに自己の銀行業務について年に2回ほど国家小会議に報告することにもなっている。

その他、「中央銀行」は業務上、政府と密接な関係を持っているが、このこ

とについては次の項で触れることにしよう。

### (3) 「中央銀行」の業務

「中央銀行」は、「モンゴル国立銀行」の時代に行なったような、企業あるいは国民に対して個別的なサービスを行なわない。「中央銀行」の業務は政府の貨幣政策を執行することにある。それは次のような形をとって行なわれる。

- ・ 貨幣供給の管理
- ・ 「トゥグリック」の通貨価値の安定の確保
- ・ 商業銀行に必要な最少準備金の決定
- ・ 利子率政策の実施
- ・ 商業銀行への貸付業務
- ・ 銀行間決済の組織化と実行
- ・ 政府借入れ業務の援助
- ・ 有価証券の売却における政府の代理業務
- ・ 国家保有の貴金属と外貨準備の管理
- ・ 顧客の利益の保護を目的とした銀行機関の活動の実施と調整
- ・ 商業銀行に対する監督

現地通貨の流通量は、1991年7月現在で約8億トゥグリックであった。そして、近いうちに10億トゥグリックになるだろうと予想されたが、1991年1月9日に新聞紙上に発表された「1991年経済社会統計（推計）」によれば、既に18億トゥグリックに達している。このような貨幣流通量の急増には、1991年1月16日を境に公定価格をはじめ賃金、租税の徴収額などが2倍に引き上げられたこと、それに融資が信用貨幣ではなく、現金で行なわれていること、また自由市場における自由価格商品の価格高騰等が原因になっている。

モンゴルの貨幣には、紙幣として、1トゥグリック紙幣、3トゥグリック紙幣、5トゥグリック紙幣、10トゥグリック紙幣、20トゥグリック紙幣、25トゥグリック紙幣、50トゥグリック紙幣、100トゥグリック紙幣がある（1993

年6月に500トゥグリック紙幣が発行された)。また、鑄貨として、50モンク(2分の1トゥグリック)鑄貨、1トゥグリック鑄貨が流通している。そのほかにも、25トゥグリック鑄貨、50トゥグリック鑄貨、150トゥグリック鑄貨があるようであるが、実際にはほとんど出回っていないように思われる。

1トゥグリック紙幣および鑄貨はかなり不足しているらしく、レストランでのつり銭には手間がかかるほどである。1トゥグリック未満の値段に対しては、切り上げか切り下げかを話し合いで決めるしかない。原則として外国人が使用するドルの流通も同じであり、ときには、1ドル未満のつり銭の代用としてチョコレート、飴玉が使用されることもある。トゥグリックの鑄貨そのものも大きめで、重量があり、その適切な大きさ、軽量化という配慮が国民間から要望されている。

モンゴルの紙幣はこれまで旧ソ連で印刷されてきた。鑄貨はウランバートルで製造されてきたと言われる。もっとも、この点は必ずしも明確ではない。紙幣は以前には旧ソ連で印刷されていたが、近年はオーストリアまたは旧東ドイツで印刷されるようになっており、一方、鑄貨は旧東ドイツによって製造されてきたという説もある。

「中央銀行」は現地通貨トゥグリックの安定化のために努力する。トゥグリックの交換率の管理、利率決定などはそのための重要な任務である。

モンゴルの場合、公定レートについては固定為替相場制が採用されている。その一方で国内的には、ある規制的管理のもとで、実勢レートに近い交換率でトゥグリックが外貨と交換される市場が公的に設けられている。勿論、固定為替相場制であっても、トゥグリックの交換率が対外的な要因によって影響されないというわけではないが、次のようなモンゴルの特殊事情のためにトゥグリックの交換率は国内的な要因によって極めて影響されざるをえない状況にある。すなわち、国内にトゥグリックとドルが流通し、物の価格に公定価格と自由市場価格の2重の市場価格が存在する、そしてまたドルでなければ購入しえない物品が存在するモンゴル経済の現状では、トゥグリックの不安定要因は大きいと同時に、トゥグリックの動揺がそのまま国内

経済の安定に悪影響を及ぼさざるをえない。

実際、トゥグリックと外貨との交換において公定レートと闇レートが生まれていて、自由市場価格の高騰、トゥグリックに対するドルの交換率の上昇が断続的に起こってきた。1991年6月に、それまでの1ドル=7.1トゥグリックという公定レートが1ドル=40トゥグリックに変更された。ところが、闇レートはこのとき既に1ドル=100トゥグリックに跳ね上がっていた。

その後、闇レートがさらに上昇するなかで、1991年の秋には1ドル=40トゥグリックの商業レートのほかに自由市場レートとしてのツーリストレートが設定されるに至り、これがたちまち急上昇し、92年3月現在で1ドル=約180トゥグリックになっている。自由市場レートとしてのツーリストレートは商業銀行の問題であるので、この点についてはのちに再び触れるが、とにかく物不足による物価騰貴、自由市場への物の偏在、自由市場にのみ出回る物品、またドルでなければ購入することのできない物品の存在は、すべて、現地通貨トゥグリックを対外的にも国内的にも減価させる要因になっていると言わざるをえない。

「中央銀行」は利子率を決定する役割も持つ。銀行制度の再編成以前では、通例、「モンゴル国立銀行」の貸出利子率は預金利子率よりも低かった（前掲第1表、参照）。それゆえ、銀行から低い利子で借り入れた資金を銀行へ高い利子で預金して利益を得る例もあったと言う。銀行再編成以後は、「中央銀行」はIMFの指導のもとにこうした利子率の設定を改正し、企業への特別優遇措置の場合を除いて貸出利子を預金利子以上に引き上げた。1991年10月現在で、「中央銀行」から各商業銀行への貸出利子率、つまり公定歩合は年5～15%である。各商業銀行と企業あるいは個人との間については、貸出利子は年15～20%、預金利子は4～9%の見当であるとみてよい。

各商業銀行が「中央銀行」へ準備預金として資金を預けるようになってきているが、それは、利子率の決定とともに、「中央銀行」が商業銀行からの貸出額、企業投資を調節する関係にあるからである。そうした意味でも、「中央銀行」は商業銀行を監督する立場にある。各商業銀行が「中央銀行」へ預ける

準備預金は、商業銀行の保有する企業等からの預金の15%ということになっている。ところが、「中央銀行」が各商業銀行の資金力を調査して各商業銀行の貸出額を決めるにしても、各商業銀行が正確な資金力を「中央銀行」に報告しないという問題が出ている。とにかく、「中央銀行」は営業成績の悪い商業銀行を廃止したり、新しい商業銀行をつくったりできるという強い権力を持っている。

商業銀行間の決済は「中央銀行」にある商業銀行の口座を通して行なわれる。また、「中央銀行」は政府が発行する有価証券(国債等)の売買、その元金と利子の支払いなど、政府の代理業務を遂行する。

「中央銀行」が保有する資産の主なものを挙げれば、外貨および金、財政収入、商業銀行による準備預金、新規発行通貨、外国政府または国際金融機関が売り出した有価証券などである。

#### (4) 国際関係

「中央銀行」は、国際的な銀行および金融機関あるいは外国のそれらとの協力のもとに、対外金融業務を展開しているし、また積極的に展開する方向にある。「モンゴル銀行の臨時規則」は、「モンゴル銀行」、つまり「中央銀行」は金または外貨で次のような業務を行なうことができると規定している。金またはその他の貴金属の売買、外貨の売買、外国政府および国際金融機関が発行した有価証券の売買、外国の銀行での口座開設などである。

これまでも——1988年以降——旧「モンゴル国立銀行」は外国為替相場に関係して外貨を動かし、利益を貸出利子と預金金利の差によって生じる損失の補填部分に充てることもあった。しかし、1991年11月に、「モンゴル銀行」として生まれ変わった「中央銀行」が、商業銀行である「モンゴル商業発展銀行」とともに、外国為替相場で巨額の損失を出していたことが判明した。損失額は8240万ドル、日本円にして約107億円であり、これはモンゴルの国家予算の3分の1強に当たる。このため、莫大な対外債務と外貨不足に悩むモンゴルが、英国に多量の金を送ることを余儀なくされたということ



である<sup>9)</sup>。

### 3. 商業銀行

#### (1) 商業銀行に関する「銀行法」規定

商業銀行については、「銀行法」のなかでは次のように規定している。

商業銀行は、公認資本金の所有権に従って公共的に所有されるものと私的に所有されるものとに分割される。設立形態としては株式、有限、外国資本参入、外国資本がある。

これらの商業銀行はそれらのサービス活動に従って普通銀行であったり、専門銀行であったりする。

商業銀行の設立には、諸企業、諸機関、諸個人が銀行設立の認可を「中央銀行」に申請する。「中央銀行」は、商業銀行の設立を、申請受領後30日以内に決定しなければならない。そして、商業銀行は国家登録証明書を受けて業務の開始を認可される。

商業銀行の創立者が銀行設立のために「中央銀行」に提出するものは、次のものである。

- 銀行設立の認可のための申請書
- 銀行の定款
- 経済的実行可能性の意見書
- 商業銀行の創立者の信頼性に関する、適当な機関によって行なわれる推薦および判定

しかし、「中央銀行」は、商業銀行の定款がモンゴル人民共和国の法律に抵触する場合、あるいは資金的に商業銀行の存続が不可能な場合は、銀行設立の認可を拒否することができる。

商業銀行の定款には、銀行の名称と住所、活動とサービスの範囲、公認資本金の額、管理構造と組織構造、解散の手続きが盛り込まれていなければならない。また商業銀行に支店があれば、銀行の定款に支店の活動の規則を述

べる必要がある。

商業銀行の国内あるいは海外での支店の開設は、「中央銀行」によって認可される。

商業銀行の公認資本金については出資者の記名を必要とする。公認資本金の額は5000万トゥグリック未満であってはならない。商業銀行はその資産と利潤で準備金およびその他の基金を設置することができるが、この設置のための規則を設けなければならない。

商業銀行の活動に必要なことは、第1に、個人および企業の顧客に融資と支払いの便宜、またその他の銀行サービスを提供することであるが、そのほかに必要なことは次のことである。それは、「中央銀行」によって示された水準に負債を維持すること、顧客の同意あるいは司法当局、行政官、調査団体の要求なしに顧客の口座を公開してはならないこと、顧客の預金を安全に保管すること、顧客がひとつ以上の商業銀行からサービスを受けることを制限しないこと、商業銀行の利益を独占するために他の企業と連合したりしないこと、などである。

銀行相互間の負債は、それらの銀行における「中央銀行」の口座を通して処理される。

商業銀行には、貸出と預金の利子率を定める資格が与えられている。

さらに国際的な業務について言えば、商業銀行は、「中央銀行」の認可を条件に、国際上の支払いを行ったり、外貨を売買しなければならない。

商業銀行はバランスシートを含む年次金融報告を「中央銀行」およびその他の金融組織に行なわなければならない。また、その要約の報告を公衆に対して行なう必要がある。

## (2) 主な商業銀行の業務内容<sup>(10)</sup>

### ①「モンゴル商業発展銀行」

1990年10月設立。「モンゴル商業発展銀行」は旧「モンゴル国立銀行」の

持つ国際業務部門（「モンゴル国立銀行〔国際部〕」）が分離・独立してつくられたものである。既に述べたように、「モンゴル商業発展銀行」本店は「中央銀行」の本店と同じ建物の1階にある。銀行内部はオーストリアの証券取引所を模倣して華美につくられており、天井には洒落たイルミネーションが輝き、事務机にはコンピュータの端末機が幾つか置かれている。

「モンゴル商業発展銀行」の設立以来、商業銀行による顧客に対する銀行サービスとしての外国為替取扱業務はこの銀行にのみ許可されてきたが、1991年11月1日からスタートした「モンゴル農牧業銀行」でも外国為替取扱業務が許されるようになった。首都ウランバートルのホテル、その他の場所で「モンゴル商業発展銀行」の出張所・委託所が設けられていて、外国人旅行者が外貨をモンゴルの現地通貨に換える便宜を図っている。

しかし、一般には、現地通貨トゥグリックを銀行で外貨に換えることも、現地の人やドル・ショップで品物を買う必要からトゥグリックを銀行でドルに換えることも、できないことになっている。ただ、現地の人や海外旅行をするために外貨が必要になった場合には、厳しい量的制限のもとに、トゥグリックの外貨との交換が認められてきた。この場合、銀行で外貨に換えられる量というのは、1991年9月の時点で400トゥグリック（10ドル）までにすぎない。パスポートとビザの提示が必要であることは言うまでもない。

勿論、銀行における外貨交換は公定レートに基づいて行なわれるわけであるが、通貨トゥグリックの所有者が400トゥグリック以上の額を外貨に交換することを望むならば、彼はブラックマーケット、すなわち闇市場でトゥグリックを外貨に換えるしか方法がない。1991年9月現在で公定レートは1ドル=40トゥグリックであるのに対して、闇レートは1ドル=120トゥグリックである。ドル・ショップでも、けっこう現地の人やドルを手にして買い物をしているが、ブラックマーケットが利用されざるをえない状況が生み出されているとすることができる。

逆に、外貨の所有者が銀行に対して彼の所有する外貨の現地通貨との交換を申し出るのは、何ら制限がない。しかも、1991年9月の終わりには外貨交

換に自由市場で決定されるツーリストレートが設定された。自由市場におけるドルのトゥグリックに対する交換率は急騰した。因みに、1991年10月1日現在の自由市場レートを掲げれば、第3表の通りである<sup>(11)</sup>。

以上に述べた銀行の対応は、外貨不足で困っているモンゴルの経済事情からきていることは言うまでもない。そのようななかで、前述したように、「中央銀行」と「モンゴル商業発展銀行」が外国為替投機に失敗して8240万ドルもの損失を出していたことが、1991年11月はじめに発覚した。これにより、現地の人が海外旅行をするにも、もはや銀行からは少しも外貨を手に入れることができない状態になったということである。

「モンゴル商業発展銀行」は、また、国内の個人や企業に対して貸出および預金の業務も展開している。しかし、ここで強調すべきは、「モンゴル商業発展銀行」が政府と深いかかわりをもって、国際関係機関から借り受けた開発援助資金をモンゴルにおける大企業に貸し出す業務を行なっている点である。

例えば、モンゴルがアジア開発銀行（1989年9月加盟申請、91年2月加盟）から資金を借りた場合、政府と「中央銀行」が協議してその資金を「モンゴル商業発展銀行」から特定の企業に貸し出すことになる。つまり、アジア開発

第3表 自由市場の為替レート（1991年10月1日現在）

通貨	単位	買 い (トゥグリック)	売 り (トゥグリック)
オーストリア・シリング	100	757.80	842.00
アメリカ・ドル	100	9,000.00	10,000.00
カナダ・ドル	100	7,927.02	8,807.79
イギリス・ポンド	100	15,556.45	17,284.95
イタリア・リラ	1000	71.28	79.20
フランス・フラン	100	1,565.22	1,739.13
ドイツ・マルク	100	5,325.44	5,917.16
スイス・フラン	100	6,122.45	6,802.72
日本・円	1000	670.67	745.20

(出所) 『ザ・モンゴル・メッセンジャー』1991年10月14日。

銀行はモンゴルの「中央銀行」ならびに資金が貸し出される特定企業を統括する政府・通産省と契約を交わす。それからアジア開発銀行は東京銀行を経由してモンゴルの「モンゴル商業発展銀行」に資金を貸し付ける。「モンゴル商業発展銀行」は、「中央銀行」と政府・通産省の指示を受けて、その資金を次の4つの国営企業に貸し出すことになる。薬品輸出入会社、皮革輸出入会社、毛織物原料輸出入会社、それにゴビ・カシミヤ工場を含むモンゴル輸出入会社がそれである。

各企業は報告書を通産省に提出する義務を負っているし、「モンゴル商業発展銀行」は報告書を「中央銀行」に提出する義務を負っている。そして、それらの報告書はまとめてアジア開発銀行へ提出されることになっているのである。

## ②「投資・技術革新銀行」

1991年6月設立。ウランバートルにおける「投資・技術革新銀行」の本店は「中央銀行」の本店と同じ建物の中にある。ただし、「投資・技術革新銀行」は、ウランバートルの南西部に本店の建物を建設中である。当銀行の支店は全国に約40ある。

「投資・技術革新銀行」を創立した機関を示せば、(1)国立銀行、(2)モンゴル貿易連盟中央会議、(3)科学・技術情報センター、(4)鉱業プラント「エルデネット」、(5)エルデネット・カーペット工場、(6)中央改革局、(7)工業建設トラスト、(8)労働省、(9)技術大学ということになっている。

「投資・技術革新銀行」は、国内の個人や商店、その他の企業に対して貸出と預金の業務を行なうほか、世界銀行(1990年6月加盟申請、91年2月加盟)などの国際関係機関からの融資資金をモンゴルの中小企業を対象に貸し出す業務をも行なうものである。そのような意味で、「投資・技術革新銀行」も政府と深いかわりを持っている。

すなわち、世界銀行との関係を例にして言えば、世界銀行は貸出の契約をモンゴル政府の大蔵省ならびに労働省と結ぶ。大蔵省と労働省は中小企業の

打ち出したプロジェクトについて協議し、「投資・技術革新銀行」から各プロジェクトの資金を貸し出すというわけである。

当銀行にも、1992年3月、外国為替取扱業務が「中央銀行」総裁によって許された。

### ③「モンゴル協同組合銀行」

1990年9月設立。「モンゴル協同組合銀行」の本店は、ウランバートルの中央政庁から南方へ少し行った、「第1病院」に近い場所に置かれている。

この銀行は、製造業と商業の両部門の組合を組織する「モンゴル生産・サービス協同組合連合」によって設立された。「モンゴル協同組合銀行」の資本金はほとんど協同組合資金および国家資金からなり、専ら国有資金に依存していると言っていい。

当銀行は組合組織になっていて、組合員の構成メンバーは商店などのサービス産業や工業である。農牧業は対象から外されている。組合員には利益の分け前を配分する方法がとられている。

当銀行も個人や企業一般に対して貸出と預金の業務を行なっているが、融資にあたっては当銀行の組合員を優先させることになっている点に特色がある。

### ④「国民銀行」

1991年6月設立。「国民銀行」は旧「モンゴル国立銀行」の一部門機関である「ウランバートル銀行」が独立化され、名称も改められたものである。金融改革以前には、唯一、庶民が利用する銀行窓口になっていた。

「国民銀行」の本店は「投資・技術革新銀行」の本店が入っている建物の1階にあって、かなり広いスペースを占めている。けれども、その出張所は住民の住むアパート住宅群のなかに幾つか設けられていて、庶民の金融の利用の便を図っている。例えばウランバートルではそれが1991年9月の時点で31あるが、それは首都ウランバートル以外の都市にも広がっている。そして

各出張所は「第〇〇銀行」と、開設された順の番号で呼ばれている。

#### ⑤「モンゴル農牧業協同組合銀行」（「モンゴル農牧業銀行」）

1991年2月に商業銀行として設立された「モンゴル農牧業協同組合銀行」の本店は、ウランバートルの中央政庁前の道を東の方へ車で走り、セレベ川を越えて少し行った所にある農牧業協同組合最高会議の建物の中にある。この銀行は1991年11月1日から「モンゴル農牧業銀行」と改名された<sup>(12)</sup>。「モンゴル農牧業銀行」には、通常の銀行業務のほかに、新しく外国為替取扱業務が付け加えられた。

また、「モンゴル農牧業銀行」の支店は全国に340ほどあり、そういう意味での業務規模は商業銀行のなかでは一番大きなものになっている。顧客対象者は、農牧業の組織あるいは機関だけではない。いろいろな企業や協同組合、役所、個人も当銀行を利用することができる。融資については、利子を他の銀行よりも1ないし2%低くするということである。預金利子は条件に応じて3~20%である（いずれも1991年10月末現在の計画による）。

「モンゴル農牧業協同組合銀行」から「モンゴル農牧業銀行」への名称変更は、当銀行自身が国営銀行から民営銀行への移行過程にあることを示しているとも言う。

### 第3節 証券取引所の開設

金融改革の一環として、モンゴルで銀行制度の再編成に続いて準備されてきたのが、大きな国営企業、その他国営農場や農牧業組合の株式会社化および証券取引所の開設であった。1991年7月発効の「企業法」も、株式会社がモンゴルの会社企業の一形態であることを謳っている。

「モンゴル証券取引所」は1992年2月に公式に開設され、取引は毎週特定の曜日に行なわれている。場所はウランバートルの中央政庁前のスフバート

ル広場に面したところに位置しており、建物は以前に子供向け映画を上映していた映画館として利用されていたものである。政府による私有化政策は、この証券取引所とは別に、国営企業および国営農場などの所有する国有財産の取引所の開設をも図った。この財産取引所はいろいろな地域で開設されることになっている。

1990年に「私有化法」が施行されて民間企業が増えたが、91年の半ばの時点でも、経済部門の95%が国営あるいはそれに近い経営の管理下にあった。エネルギー、軍隊、教育、医療、通信、その他の重要な部分を除いて、国営の小企業の100%およびあらゆる国有財産の80%を、1993年9月までに私有化する方針になっている。政府はウランバートルにあるパン工場については国営にするつもりであり<sup>(13)</sup>、またカシミヤ工場も今の段階では国営に据え置かれる公算が強い。

大きな国営企業の株式会社化という私有化策は、モンゴル政府にとってはとりあえず、大企業における自己資本調達というよりも、労働意欲の高揚が目的である感が強い。実際、ある企業の株式の所有はその企業の管理者および労働者を優先させるというものになっており、しかも彼らは株券を購入するのではなく、それを後述する特殊なクーポン券と交換するのである。

なお、機械、商店、トラックなどの自動車、農業用具などの国営企業および国営農場などの所有する国有財産を競売にかけるとするのは、赤字国営企業等の整理と私的企業経営に対する支援を目的とするものになっている。大きな国営企業の株式会社化についても、700の大きな国営企業のうちの200の企業が破産宣告されて整理されるであろう。

こうした国営大企業等の私有化および国営企業等が所有する国有財産の私有化の推進のために、政府は額面1万トゥグリックの「資本を投下するための権利書」を1991年5月31日までに生まれた国民のほとんど全員に配布するという政策を打ち出した。「権利書」の配布は1回限りで、「権利書」の有効期限は1993年8月31日までである。配布を受ける者は1万トゥグリックの「権利書」と引き換えに政府に200トゥグリックを払い込むことになる。



低所得者については無料配布である。「権利書」の配布は1991年7月に始まった。

「権利書」には1枚のブルー・クーポン券(7000トゥグリック)と3枚のピンク・クーポン券(総額3000トゥグリック)とが印刷されている。そして、最初にピンク・クーポン券を使った取引が1991年8月から始まった。

ピンク・クーポン券は、前掲の機械、商店、自動車などの、競売にかけられた国営企業等の所有する小さな国有財産と交換するのに使用される。ピンク・クーポン券は他人に譲渡したり、売却してもよいことになっている。実際、ウランバートルやダルハンなどの都市で総額3000トゥグリックのピンク・クーポン券が平均2600トゥグリックの値段で仲介業者を通して売られているということである<sup>(14)</sup>。

それに対して、ブルー・クーポン券の方は企業の株券と交換するのに使用される。ブルー・クーポン券は他人への譲渡、売却は禁止されていて、相続だけが認められている。ブルー・クーポン券と株券との交換は、1992年2月の「モンゴル証券取引所」の開設とともに始まった。

小規模な国営企業等の競売への参加は、現金でも可能であり、外国人も許される。すでに1991年6月の段階で、3つの商店が3000ドルから5万ドルの間の価格で競売に掛けられた。また、競売を通してピンク・クーポン券等によって取得された商店や小規模工場が株式会社化されることも可能である。1991年10月には陶器工場が、そして92年2月には皮革工場が、それぞれ株式会社に転換された。

しかし、株券発行が企業にとって自己資本調達の手段となるのには、株券が売買される証券市場が確立されなくてはならない。株式仲介業および投資信託会社の設立も計画されている<sup>(15)</sup>。投資信託会社については、企業の発行株式の20%までしか所有できないと定められている。けれども、証券取引所を中心とする証券市場が機能するには、経済の安定的な成長が前提とされるのであって、モンゴルにおける証券市場の運営は今後の課題であると言えよう。

## おわりに

社会主義国の経済的な行き詰まりあるいは立後れは、東欧諸国、ソ連、そして中国などにおいて例をみるように、西側諸国に対する開放経済政策を積極的に展開して経済の近代化を図ることを必要とした。それは、単に西側諸国との貿易の拡大ということにとどまらず、社会主義諸国の国内における「市場経済化」の促進をも伴うことになっている。

モンゴルの場合も、その点は例外ではない。開放経済政策あるいは「市場経済化」による社会主義的な経済計画の変質の程度は国によって異なるが、モンゴルが、現在直面している「経済危機」から脱出するために、商品経済の原理を大幅に採用しようとする「市場経済化」に向けた経済改革に着手していることは確かである。

これまでも、銀行の役割については見直されてきた。そのなかで、銀行は財政資金や銀行借入れ資金の政府による単なる社会的配分の機関から、企業との直接的な信用業務を重視するものとなった。国営企業への独立採算制の導入は、国営企業による、そうした銀行への依存を強めていった。

今回の新しい金融改革は、これまで唯一の銀行機関であった「中央銀行」（「モンゴル国立銀行」）から商業銀行的機能を分離して、「中央銀行」から独立した、利益追求を目的とする複数の商業銀行を設立するというものであった。

しかし、モンゴルの「経済危機」が電力その他のエネルギー不足、貿易構造の破綻、原材料不足といった深刻な問題に根差している限り、こうした金融改革が経済的回復への効果をどこまで発揮しうるであろうか。

例えば、銀行の資金が企業あるいは個人に融資されても、資金の回収が円滑に進むとは考えられない。著しい物価騰貴、物不足、その他銀行に対する不信感などによって、預金の獲得も困難になろう。この先、幾つの商業銀行が経営を軌道に乗せることができるのか、といった心配の声も出ているのが

実状である。

企業にしる銀行にしる、経営者は商人または企業家としての経験が豊富ではない。商品経済の拡大が先行して、それが自然的に商業銀行の設立を要請するに至ったわけでもない。

モンゴルは、それが置かれた地理的、自然的条件等から考慮しても、近代的な経済発展を急速に実現することは難しい国である。モンゴルの経済がその自助努力によって正常に動き出すには、時間がかかると言わなければならない<sup>(16)</sup>。

〔注〕—————

(1) モンゴルの政治経済の現状の大筋については、青木信治「モンゴルの政治経済現況」(『アジアトレンド』第56号、1991年12月)を参照されたい。

(2) The Academy of Sciences MPR, *Information Mongolia*, オックスフォード、1990年、228ページ。

なお逐一注記しないが、貨幣・信用制度の発展史については、ほかには主に次の資料を参考にした。Milne, Elizabeth他, *The Mongolian People's Republic : Toward a Market Economy*, ワシントンD. C., International Monetary Fund, 1991年。

1990年秋以降になってモンゴルの金融制度が慌ただしく刷新されるに至ったこともあって、今のところ、モンゴルの金融の新しい局面を知る文献資料は極めて少ない。その分、モンゴルにおける政府関係機関、金融機関、研究機関、その他から聴取して入手した情報で補ったが、なかには確証性の弱いところもあるかもしれない。その点、了承願いたい。

(3) モンゴルの経済事情の変遷については、鯉淵信一「モンゴル経済政策の展開と当面の諸問題」(木村哲三郎編『ソ連型社会主義国の経済改革』アジア経済研究所、1988年)および各年の『アジア動向年報』(アジア経済研究所)が参考になった。

(4) 因みに、1991年第1四半期における銀行の収支は1億7090万トゥグリックの支出超過であった。そして、1991年1月9日の新聞紙上に発表された「1991年経済社会統計(推計)」によれば、91年における「銀行窓口収入」は138億5510万トゥグリック、「銀行窓口支出」は149億6360万トゥグリックで、11億850万トゥグリックの支出超過である。

(5) この点の説明については、Milne, 前掲書、39ページ参照。

- (6) *EUROMONEY, Mongolia : Fast Forward, A Supplement to EUROMONEY*, ロンドン, 1991年, 12ページ参照。
- (7) “БНМАУ-ын Банкы хууль,” БНМАУ-ын Бага Хурлын Тамгын Газар, *Төрийн мэдээлэл, III* [『モンゴル人民共和国銀行法』モンゴル人民共和国国家小会議, 『政府情報』第3巻] 1991年。非公式な英訳版の「銀行法」をも入手し, 両者を参照した。
- (8) 同上書。同法第1部第7項を参照。
- (9) この事件は日本の新聞紙上でも大きく伝えられた。例えば, 『朝日新聞』1991年12月29日, 『読売新聞』1992年1月14日, 『東京新聞』1992年2月19日。
- (10) 「モンゴル保険銀行」, 「工業出資銀行」, 「自動車道路銀行」については, ここでは特に取り上げなかったが, これらは一般銀行業務を行なうものの, 資本金の集め方あるいは資本金の出所の違いによってそれぞれ特定の銀行名を与えられている。
- なお, 1992年に入ってからさらに, 最初の民営銀行である「中央アジア銀行」(Төв Ази Банк)とロシア・ブリアートとの合併銀行である「セレンゲ銀行」(Банк Сэлэнгэ)の2つの商業銀行が設立された(その後も幾つか設立され, 93年7月末現在, 商業銀行は15行になっている)。
- (11) ツーリストレートは「モンゴル商業発展銀行」によって導入されたものであって, 1ドル=40トゥグリクの商業レート(公定レート)は「モンゴル銀行」, つまり「中央銀行」によって依然として保持されている。『ザ・モンゴル・メッセンジャー』1991年10月14日, 参照(1993年1月1日に公定レートが1ドル=150トゥグリクに変更された。このとき, ツーリストレートは1ドル=300トゥグリク, あるいは350トゥグリク辺りに達していた。このツーリストレートは銀行および交換所によって多少の相違がみられる。なお, モンゴルは1993年5月28日から通貨「トゥグリク」を変動相場制に移行させた。同日の為替レートは1ドル=394トゥグリクであった[『毎日新聞』1993年5月29日を参照])。
- (12) 『アルディン・エルフ』1991年10月31日。
- (13) こうした点については, *EUROMONEY*..., 13ページ参照。
- (14) 『ザ・モンゴル・メッセンジャー』1991年10月14日。
- (15) 『アルディン・エルフ』1991年6月20日および前掲の *EUROMONEY*..., 15ページ参照。
- (16) 筆者は1991年の夏から秋にかけて, アジア経済研究所からのモンゴル国調査派遣員としてのほかに, モンゴル科学アカデミー経済研究所およびモンゴル国立総合大学の客員講師としても, モンゴル国に赴いた。そして, 講師の立場あるいは研究者の立場からは, 「資本主義経済の構造を正しく把握することによ

て、どんな社会が成り立ち、どんな社会が成り立たないかを学ぶことができる」ことを説いた。そういう視角からの経済学への取り組みが、結局は、モンゴル経済の構築の指針をも明らかにするものになろう。

なお、本稿執筆に当り、資料の提供その他でモンゴル国の人々および日本のモンゴル研究者に大変お世話になった。深く感謝したい。

〔補注〕本稿脱稿後に、最近の公定歩合と各商業銀行における総資産額の推移および1992年10月1日現在の預金・貸出平均利率（いずれも「中央銀行」から得られた情報に基づく）を知ることができたので、参考のために掲げておこう。

第4表 公定歩合の推移

(%)

年 月・日	1991		1992							
	7.1	10.1	1.1	4.1	5.1	6.1	7.1	8.1	9.1	
公定歩合	—	5-15	5-15	30	30	30	30	30	35-60	35-60

第5表 商業銀行の資産と預金・貸出平均利率

	総資産の推移 1992年		預 金 利 子 率								貸付利率(年・%)		
	月・日	千トグルリック	普通 預金	0-3 カ月	3-6 カ月	6-9 カ月	9-12 カ月	1-3 年	3-5 年	5年 以上	公 共 部 門	民 間 部 門	家 計 部 門
モンゴル 協同組合 銀行	1.1	374,318.4											
	7.1	938,618.9											
	10.1	1,261,949.1	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	35.3	40.4	43.0	180.0	144.0	240.0
モンゴル 保険銀行	1.1	1,705,056.7											
	7.1	3,559,825.2											
	10.1	6,342,875.1	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	15.0	25.0	25.0	26.8	42.0	60.0
工業出資 銀行	1.1	207,197.6											
	7.1	566,252.1											
	10.1	572,497.7	—	—	—	—	—	—	—	—	17.5	35.0	—
モンゴル 商業発展 銀行	1.1	27,183,511.5											
	7.1	10,258,491.8											
	10.1	10,421,562.9	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	6.0	8.0	20.0	60.0	60.0	60.0
モンゴル 農牧業銀 行	1.1	5,417,271.6											
	7.1	12,166,664.7											
	10.1	17,410,583.0	12.0	12.0	12.0	12.0	20.0	27.5	30.0		42.0	60.0	60.0
国民銀行	1.1	18,599,677.8											
	7.1	30,808,389.9											
	10.1	33,713,954.6	10.0	10.0	10.0	10.0	15.0	15.0	25.0		42.0	42.0	42.0
投資・技 術革新銀 行	1.1	13,180,218.9											
	7.1	18,289,661.7											
	10.1	27,109,988.2	15.0	15.0	15.0	15.0	20.0	30.0	30.0		120.0	120.0	120.0
自動車道 路銀行	1.1	72,227.7											
	7.1	89,916.6											
	10.1	110,670.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60.0	—
中央アジ ア銀行	1.1	0.0											
	7.1	138,681.2											
	10.1	188,417.4	12.0	27.0	27.0	27.0	27.0	27.5	43.0	43.0	70.5	90.0	90.0
セレンゲ 銀行	1.1	0.0											
	7.1	0.0											
	10.1	151,527.6	12.7	22.4	22.4	22.4	22.4	31.4	37.7	40.9	60.8	90.4	84.0